

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	障害児通所サービスに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松島市は障害児通所サービスに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県小松島市長

公表日

平成29年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所サービスに関する事務
②事務の概要	当該事務は、児童福祉法に基づく障害福祉サービス、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、及び特例障害児相談支援給付費並びに高額障害児通所給付費に関する事務である。
③システムの名称	福祉総合システム G-Trust II 宛名システム 中間サーバー 番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の8
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の項番号10,11 番号法第19条第7号 別表第2の項番号8,10,11,16,56-2,108,116
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 介護福祉課 障がい福祉担当
②所属長	寺橋 和彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小松島市 保健福祉部 介護福祉課 〒773-8501 小松島市横須町1番1号 0885-32-2279
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小松島市 総務部 総務課 〒773-8501 小松島市横須町1番1号 0885-32-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

